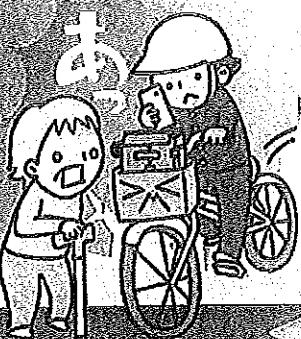


自転車利用者が
歩行者等にケガを
負わせる交通事故が
後を絶ちません。



もし、自転車事故の 加害者になってしまったら…!?

こんな高額賠償事例も!!

「わざとじゃない」では
済まされないことも!!

小学1年(7歳)の男子児童が自転車で走行中、T字路の突き当たりを停止せずに左折し、左から直進中の女性(77歳)の運転する自転車と衝突。女性は、大腿骨骨折を負い、自力歩行が困難となる後遺障害が残った。

愛知県

約1,871万円 平成22年 未解決

坂道を下ってきた小学5年の少年の自転車が歩行中の女性(62歳)と衝突。女性は頸蓋骨骨折等の傷害を負い、意識不明となつた。

9,521万円 平成25年 神戸地裁

中学2年(14歳)の男子生徒が、歩行者・自転車専用の狭いトンネルを走行中、対向自転車と衝突。相手の男性(22歳・学生)は転倒し、手をついた際、左手首を骨折し、頸部挫傷を負い、数か月入院を余儀なくされ、アルバイトも退職した。

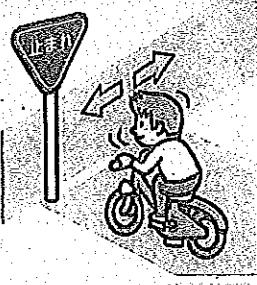
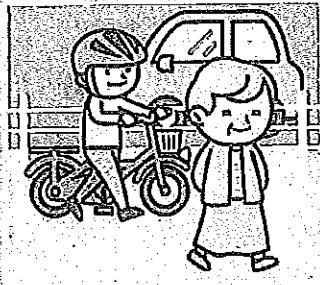
愛知県

310万円 平成27年 愛知地裁

ご存知ですか？自転車安全利用五則

自転車利用時の交通ルール・マナーの向上

- 自転車は直進が原則、歩道は例外
1. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、歩道脇りを航行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用



弥富市教育委員会